

## 玄海地域の緊急時対応の防護措置 『避難先自治体へのアンケート:長崎県版』

避難元：長崎県 4 市⇒避難先：同県内 3 市 3 町

### 【アンケートの趣旨】

私たちは、東京電力福島原発事故で原発に潜む危険性と原発事故による犠牲は避けることができないことを知りました。しかし、福島事故はなかったかのように 2018 年に玄海 3・4 号機は再稼働しました。加えて玄海 3 号機は安全余裕を減らし事故の危険を高めるといわれるプルサーマルです。東京電力の事故による犠牲を学ぶこともせず、原発推進へと強行する政府に憤りを覚えてなりません。玄海原発の近隣で暮らす佐賀、福岡、長崎の 10 団体は、昨年引き続き避難先となっている受入自治体にアンケートを実施しました。全体で 95%の回答を頂きました。自治体のみなさまには、年度始めにもかかわらずご協力頂き感謝いたします。

私たちは、国の放射能検査基準がゆるすぎることに、検査がずさんであること等、それによって住民の暮らしや健康が奪われる事を危惧しています。今回のアンケートでは、避難時に実施される「避難退域時検査」の基準の意味、車両や住民の検査方法、30km圏外にも避難指示があった場合の防護措置、事前了解権等の意見を尋ねました。

○避難元長崎県（松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市「南部」）

○避難先アンケート対象自治体：長崎県 3 市 3 町

〔対象市町は内閣府「玄海地域の緊急時対応」〕による〕

○回答率：100%：東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐世保市「南部」「西部」、平戸市「南部」、壱岐市「北部」

○実施期間：2023 年 4 月 15 日～6 月 5 日

○方 法：お願い文書とアンケート用紙をメールで送信。回答は折り返しのメール。

実施団体：長崎、佐賀、福岡 3 県の 10 団体〔玄海の避難問題を考える連絡会〕

今を生きる会/玄海原発反対からつ事務所/玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会/原発知っちゃる会/原発を考える鳥栖の会/さよなら玄海原発の会・久留米/市民ネットワーク福岡/STOP！新基地建設・福岡/東区から玄海原発の廃炉を考える会/原発なしで暮らしたい・長崎の会

この件の連絡先：玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会  
佐賀市伊勢町 2-14：（090-6772-1137・080-5254-6866）

以下、長崎県版です。

- ・同様の意見やコメントは一部を紹介しています。 ・アンダーラインのところが質問事項です。
- ・○の中の数字は自治体の数です。 ・\*はご意見です。
- ・●印は回答です。

## 1. 玄海原発事故時の避難所について

【佐賀県住民の避難の場所】

避難元	避難先	受入人数	避難所の数
玄海町 唐津市	小城市	5,000	15
唐津市	佐賀市	48,000	131
	神埼市	8,000	24
	鳥栖市	11,898	34
	多久市	5,000	16
	江北町	3,200	9
	白石町	8,000	27
	大町町	未回答	
	上峰町	2,918	10
	基山町	未回答	
	みやき町	10,945	17
	吉野ヶ里町	13,079	11
	伊万里市	武雄市	18,180
鹿島市		10,230	27
嬉野市		9,173	35
有田町		7,818	37
太良町		8,000	16

【福岡県住民の避難の場所】

避難元	避難先	受入人数	避難所の数
糸島市	福岡市	8,873	25
	筑紫野市	565	2
	春日市	1,000	1
	大野城市	530	1
	宗像市	317	1
	太宰府市	612	2
	古賀市	337	2
	福津市	374	3
	那珂川市	332	1
	宇美町	345	2
	篠栗町	148	1
	志免町	293	1
	須恵町	147	1
	新宮町	193	1
	久山町	111	1
	粕屋町	243	1

【長崎県住民の避難の場所】

避難元	避難先	受入人数	避難所の数
松浦市	東彼杵町	6,000	16
	川棚町	4,845	17
	波佐見町	4,619	16
佐世保市	佐世保市（南部）	15,800	55
平戸市	佐世保市（西部）		
	平戸市（南部）	3,511	4
壱岐市（南部）	壱岐市（北部）	13,767	36

【1-1】避難元・避難先のマッチングについて（避難元住民がどこの避難所に入るのか？）

●全市町ができていると回答

マッチングできている ⑥ 100%

分析：（1-1）避難所のマッチングについては、全自治体できていると回答しているが、福島原発事故では避難期間が長期に及んだ事を考えると、避難所で安心して過ごせる収容スペースが充分か不安を感じる。

2. 避難元から避難する場合の「避難退域時検査」について

この「検査」で除染が必要となる基準は、国のマニュアルでは下記です。

（国のマニュアルで除染の基準は下記「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」）↓

除染が必要な基準：体表面汚染で  $120 \text{ Bq/cm}^2 = 40,000 \text{ cpm}$ （cpmは1分間の放射線カウント数）  
これは、・1歳児の甲状腺被ばくで  $300 \text{ mSv}$  に相当（安定ヨウ素剤服用基準  $50 \text{ mSv}$  の6倍）  
・「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準」  $4 \text{ Bq/cm}^2$  の30倍

【2-1】除染の基準の意味は知っているか？

- ・知っている：⑤東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐世保市、平戸市
- ・知らなかった：①壱岐市\*

（\*壱岐市：避難退域時検査は、県が実施するものであり市職員では判断できません）

a 知っている ⑤ 83%

b 知らなかった ① 17%

【2-2】aを選んだ方への質問⇒この基準で問題ないか？

●全市町が問題なしと回答

基準で問題なし ⑤ 100%

分析：（2-1，2）知っている自治体が⑤83%だった。それらの自治体はこの基準の緩さを知っていて、問題なしと回答している。住民としては放射能に対する自治体の対応が不安になる。

3. 避難元からの自家用車・バスの「検査」等について

【3-1】タイヤの接地面や屋根は測定しないことを知っているか？

- ・知っている：⑤東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐世保市、平戸市
- ・知らなかった：①壱岐市



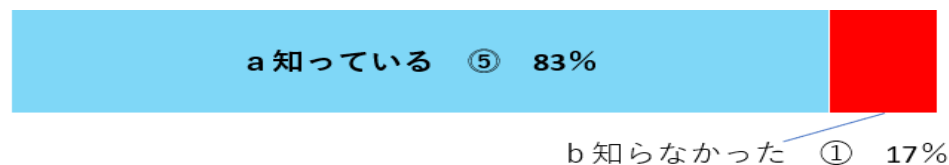
【3-2】自家用車・バスの検査は現在の方法でいいか？

- ・現在の方法でいい：②佐世保、平戸
- ・タイヤの接地面等も検査すべき：④東彼杵町、川棚町、波佐見町、壱岐市



【3-3】除染はウェットティッシュで拭き取るだけと知っていたか？

- ・知っている：⑤東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐世保市、平戸市
- ・知らなかった：①壱岐市\*
- (\*壱岐市：ウェットティッシュでふき取れるのであれば、問題ないのではないのでしょうか)



【3-4】(3-3)でaと回答した方へ⇒拭き取るだけについての意見は？

- 全市町「拭きとるだけ問題ない」と回答



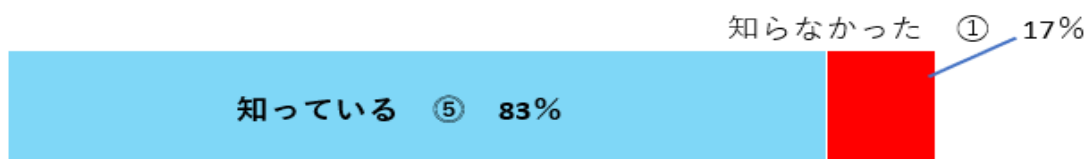
分析：(3-1、2、3) 車両の検査等について、知っている⑤自治体、知らなかった①自治体で、殆どの自治体は知っていた。しかし全自治体の④67%がタイヤの接地面なども検査すべき、と自治体に持ち込まれる放射能汚染を心配している様子が見られた。

車両の除染方法（ウェットティッシュでふき取るだけ）については⑤自治体は知っていて、知っている自治体全てが問題ないと回答。除染が確実に行われなければ地元自治体＝住民は汚染される現実が抜けている。

#### 4. 避難する「住民の検査」等について

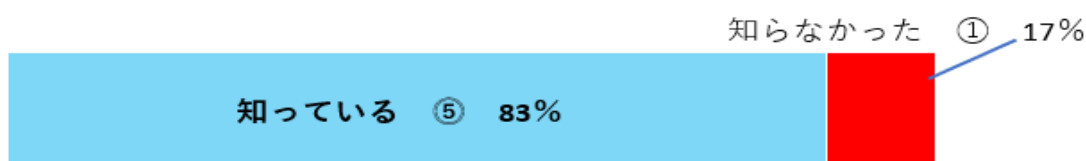
【4-1】車両が基準値以下の場合、住民の検査なしについて知っているか？

- ・知っている：⑤東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐世保市、平戸市
- ・知らなかった：①壱岐市



【4-2】車両が基準を超え場合は、先ず代表者だけを検査し、代表者が基準値以下なら、同乗者全員も基準値以下とみなすことを知っているか？

- ・知っている：⑤東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐世保市、平戸市
- ・知らなかった：①壱岐市



【4-3】住民の検査のあり方について

- ・「現在の方法でいい」：②佐世保、平戸
  - ・「全員検査すべき」：④東彼杵町、川棚町、波佐見町、壱岐市\*
- (\*壱岐市：訓練の際は全員検査しているので、有事の際も全員検査するものと思っている)



分析：(4-1, 2, 3) 車両自体の検査が基準値以下なら乗員の検査が行われない等の検査方法を聞いた。検査方法は1自治体以外の全自治体が知っていた。検査のあり方について、「全員検査すべき」との回答は④67%自治体に上ることは自治体が住民の側に立って考えている当たり前の結果が出た。住民の立場に立ち、自治体は声を県、国に届けて欲しい。

【4-4】住民の測定について、「通過証」に検査した測定値の記入が必要か？

- ・測定値の記入は必要ない：⑤東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐世保市、平戸市
  - ・ 「 〃 記入は必要：①壱岐市\*
- (\*壱岐市：国の指導の下、取り組まれていると思います)



分析：

(4-4) 避難時の「通過証」について尋ねた。測定値の記入は①自治体以外必要ないと回答。放

放射線は微量でも数年後に被ばくの症状があると言われている。住民の命を守る権利として自分の個人情報を知る権利がある。

## 5. 避難先の学校等に放射能汚染が持ち込まれる可能性があることについて

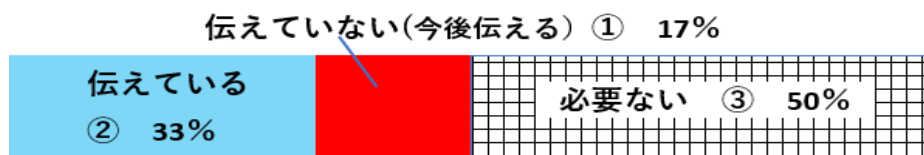
- ・持ち込むべきではない：②平戸市、壱岐市\*
- ・その他：④東彼杵町、川棚町、波佐見町\*、佐世保市  
(\*壱岐市：学校施設に限らず、汚染物質を避難所に持ち込むべきではないと考えます)  
(\*波佐見町：学校は避難所ではない)



分析：避難先に放射能汚染が持ち込まれる可能性について尋ねた。「持ち込むべきでない」と明確に回答は②33%。「持ち込むべきでない」の中の意見に「学校施設に限らず、汚染物質を避難所に持ち込むべきではない」と回答がある。

## 6. 検査と除染の基準の内容について、避難先学校等に伝えているか？

- ・伝えている：②佐世保市、平戸市
- ・伝えていない：①壱岐市（今後伝える：①壱岐市）
- ・伝える必要はない：③東彼杵町、川棚町、波佐見町



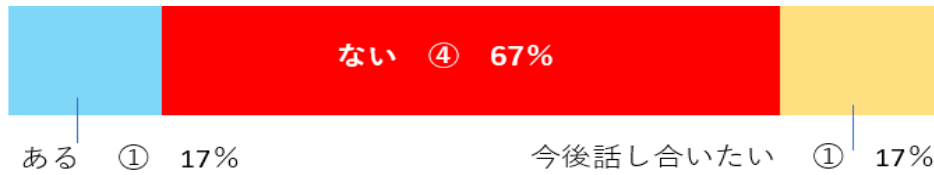
分析：検査と除染の基準の内容について避難先学校や施設に伝えているかの問には、「伝えていない」が③50%。避難所となる施設等が知らない事は大きな問題です。危機管理の常識として情報を共有する事が第一歩です。まず学校、保護者、施設管理者等へ具体的内容等を伝えるべきです。

## 7. 検査の基準について、避難元自治体や県と話し合いはあるか？

- ・ある：①佐世保市\*
- ・ない：④東彼杵町、川棚町、波佐見町、壱岐市\*
- ・今後話し合いたい：①平戸市

(\*佐世保市：いつ頃：令和4年度原子力防災訓練の際に協議 内容：原子力防災対策の取り組みについて)

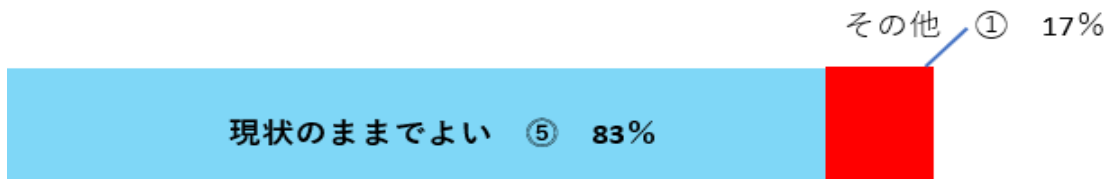
(\*壱岐市：同一自治体であり特に話し合いは行っていない)



**分析：**検査の基準について、避難元と避難先の自治体どうしでの話し合いについては、「④67%話し合いはない+①17%今後話し合いたい」と84%の自治体がされていないと回答。自然災害と違って健康に重大な影響を与える可能性のある放射能から身を守る検査基準について自治体間の情報交換ができていないことが明らかになった。県民の命と健康を守るために、県と市町は積極的に情報交換を行って欲しい。

## 8. 事前了解の権限が佐賀県と玄海町に限られていることについて？

- ・現状のままでよい：⑤東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐世保市、平戸市
  - ・その他：①壱岐市\*
- (\*壱岐市：国及び長崎県の見解の通り)



**分析：**事前了解の権限が佐賀県と玄海町に限られている事については、その他①自治体も国、県の見解通りとあるので「現状のままでよい」は100%となる。しかし、原発事故時、逃げなければいけない住民の立場で言えば、避難先の自治体は避難民受け入れ及び、場合によっては当事者になる可能性もあるにも関わらず、原発を稼働するかどうか決定する権利がないというのは理不尽である。フクシマでは原発事故により住民が犠牲になった事が明らかになった今、自治体は現状追認ではなく、住民に我慢を強いるのではなく声をあげて欲しい。

## 9. (1) 指針では UPZ 外でもモニタリング等により、避難や一時移転となった場合の防護措置を講じることとされているが、講じているか？

- ・講じている：③佐世保市\*、平戸市\*、壱岐市\*
  - ・講じていない：③東彼杵町、川棚町、波佐見町
- (\*佐世保市：30キロ圏外の学校や地区コミュニティセンター等55ヶ所)
- (\*平戸市：佐世保市小中学校)
- (\*壱岐市：壱岐市内における二次離島である郷ノ浦町大島、長島及び原島に、「三島小学校体育館、長島放射線防護対策施設、原島放射線防護対策施設」を整備している)

防護措置を講じている

③ 50%

防護措置を講じていない

③ 50%

分析：指針では、UPZ 外の住民にも UPZ 同様、避難や一時移転を実施しなければならないとなっている。アンケートでは「措置は講じていない」が「講じている」と「講じていない」が半々の 50%ずつ。これら避難計画の策定は実質的に再稼働の前提になっている。アンケート結果から見えることは、半分の自治体は、避難受け入れ自治体が UPZ 同様の事態になることを想定していない。フクシマの教訓を生かすことが出来ず、住民の混乱が必至であると言える。

## 10.避難計画とその実効性や原発の稼働についての意見等

●壱岐市：玄海原子力発電所が稼働している現状においては、国、県、九州電力との情報共有や、万が一事故が発生した場合の避難対策の充実を図っていく事が重要と考えています。

### 【長崎県・アンケート結果のまとめ】

避難計画は原子力発電所に対する「危機管理」です。ですから避難計画が少なくとも 100% に近く完全な形で用意されている事が確認されない限り、原発の稼働は許されないというべきです。しかし、今回のアンケートで見えてきたものは、原発事故時に住民が頼りにしなければならない「自治体」が必要な情報、除染方法もその基準がどういうものか、等を受け取っていない、知らない、周知されていないところにあります。これでは、どのような状況に住民が置かれるのかさえ想定できません。フクシマの教訓を学ぶどころか、いざ事故になったとき、住民が逃げ惑う事になる事は想像に難くありません。